

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和5年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番56の規定により、以下のために個人番号を利用する。</p> <p>①児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p><中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none">・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)
③システムの名称	福祉保健総合システム、中間サーバー、番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能、児童扶養手当認定申請手続管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」等が含まれる項(15、18、37、41、61、81、82、116、140、151の項) (別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(73の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局 子育て支援課
②所属長の役職名	こども未来局 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報公聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来局 子育て支援課 電話 076-220-2285

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局福祉総務課長 岡 健一	福祉局福祉総務課長 高柳 晃一	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報公聴課	金沢市都市政策局広報公聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局福祉総務課長 高柳 晃一	福祉局福祉総務課長 多田 正人	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局福祉総務課長 多田 正人	福祉局福祉総務課長 細井 一夫	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局福祉総務課長 細井 一夫	福祉局福祉総務課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局福祉総務課長	福祉局こども未来部子育て支援課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉局福祉総務課 電話 076-220-2285	福祉局こども未来部子育て支援課 電話 076-220-2285	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設	事前	
令和2年6月29日	IV リスク対策 8. 監査	内部監査	自己点検 内部監査	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市税オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉局 こども未来部 子育て支援課	こども未来局 子育て支援課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局 こども未来部 子育て支援課長	こども未来局 子育て支援課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉局 こども未来部 子育て支援課 電話 076-220-2285	こども未来局 子育て支援課 電話 076-220-2285	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	別表第1の項番37の規定により	別表第1の項番55の規定により	事前	
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第1の37の項	番号法第9条第1項 別表第1の55の項	事前	
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」等が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」等が含まれる項(15、18、37、41、61、81、82、116、151の項)	事前	
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	第2欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項)	第2欄(事務)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(73の項)	事前	
令和4年6月27日	表紙 公表日	令和3年6月28日	令和4年6月27日	事後	
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月27日	「Ⅰ 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「③システムの名称」	福祉保健総合システム、中間サーバー、番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム	福祉保健総合システム、中間サーバー、番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年11月30日	表紙 公表日	令和4年6月27日	令和4年11月30日	事前	
令和4年11月30日	「Ⅰ 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「③システムの名称」	福祉保健総合システム、中間サーバー、番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	福祉保健総合システム、中間サーバー、番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能、児童扶養手当認定申請手続管理システム	事前	
令和5年7月7日	「Ⅰ 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の項番55の規定により、以下のために個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の項番56の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事後	
令和5年7月7日	「Ⅰ 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第1の55の項	番号法第9条第1項 別表第1の56の項	事後	
令和5年7月7日	「Ⅰ 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	第3欄(情報提供者)に「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」等が含まれる項(15、18、37、41、61、81、82、116、151の項)	第3欄(情報提供者)に「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」等が含まれる項(15、18、37、41、61、81、82、116、140、151の項)	事後	